

山口市内への移住を希望される方が行う移住に向けた訪問に必要な交通費及び滞在費の一部を補助します。

補助金最大
交通費5万円
滞在費7万円

補助率最大10/10



補助の対象者は？

次に掲げる全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 山口県外からのUJIターンによる本市への移住を希望する方。
※山口県央連携都市圏域（山口市、宇部市、美祢市、山陽小野田市、防府市、萩市、島根県津和野町）への移住を希望する方で本市に7泊以上滞在する方も対象とする。
- (2) 訪問の目的が居住環境の下見又は就業・起業・就職活動である方。
ただし、就職、転勤、進学により転入予定の方は除く。
- (3) 訪問前に山口市役所の職員と相談を行い、その案内・指導・助言の下で訪問する方。
- (4) 当該訪問に際して、他の公的制度による補助を受けていない方。

※1年度につき1回利用いただけます。（一人通算3回まで利用可能）

補助を受けられる金額は？

訪問内容によって上限額及び補助率が異なります。

名称／内容	交通費補助（※1）	滞在費補助（※2）
(1)若者農山村エリア訪問補助金 18歳以上45歳未満の方が行う、農山村エリア(※3)での就業・起業・就職活動。	上限5万円／人 補助率 10/10	上限7万円／人 補助率 10/10
(2)若者就職活動訪問補助金 18歳以上45歳未満の方が行う、登録事業者(※4)への就職活動。	上限5万円／人 補助率 10/10	上限5万円／人 補助率 10/10
(3)お試し訪問補助金 (1)、(2)以外の移住の下見又は就業・起業・就職活動。	上限3万円／人 補助率 1/2	上限5万円／グループ 補助率 1/2

※1 交通費補助・・・公共交通機関運賃（タクシー及びビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金を除く）・高速道路利用料金が対象。

※2 滞在費補助・・・市内のホテル・旅館・民泊施設での宿泊費（対象経費上限：1人1泊あたり1万円）や市内での定期借家契約による家賃、が対象。

（1）については、県内で契約したレンタカー代も対象。

※3 農山村エリア・・・仁保、小鯖、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東

※4 登録事業者・・・「やまぐちしごと応援サイト」<https://ymg-shigoto-ouen.jp/>に登録のある事業者

申請方法は？



事前相談

山口市農山村づくり
推進課に事前相談

確認

補助金の申請が可能
かどうか確認

訪問日の 連絡

電話かメールで
訪問日を連絡

訪問

山口市農山村づくり
推進課に来課



書類提出

訪問最終日から30
日以内または訪問最
終日の属する年度末
日のいずれか早い期
日までに書類を提出

交付申請

申請完了

移住報告

山口市に転入された
ら報告をお願いします

提出書類

- ・ 山口市U J I ターン訪問補助金交付申請書（様式第1号）

添付書類

- ・ 訪問活動報告書（別紙1）
- ・ 補助対象費計算表（別紙2）
- ・ 居住地を証明するもの（補助金の種類（1）（2）の場合は年齢も確認できるもの）
- ・ 補助対象経費の支払いを証明するもの（領収書等）

様式は山口市公式ウェブサイトに掲載しています。
詳しくはコチラをご覧ください。



お問い合わせ先

山口市 農林水産部 農山村づくり推進課 移住定住担当
TEL：083-934-4646
メール：nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

